

データ利活用促進事業業務委託仕様書

1 業務名

データ利活用促進事業

2 業務の目的

富士市では、令和5年11月に策定した富士市デジタル田園都市総合戦略において、行政が保有するデータだけでなく、民間事業者が保有する多様なデータを利活用するためのデータ連携基盤の構築を目指すことを位置付けた。

本業務は、富士市デジタル田園都市総合戦略に基づき、市職員がデータを利活用するために必要な知識やスキルを身に付けるための研修を実施するとともに、「データ分析・可視化ツール」を導入し、行政が保有する多種多様なデータを部局・分野を横断して利活用し、住民サービスの向上やEBPM（数字に基づく政策立案）の推進を図るなど、データ利活用を推進することを目的とする。

3 業務期間

契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで

4 履行場所 富士市役所

5 委託業務の内容

委託する業務の内容は次のとおりとする。

(1) 研修プログラムの企画・運営

研修プログラムは、目的及び対象別に①～③に分けて実施する。

研修プログラムの実施に当たり、会場は市庁舎内で実施することとし、教材等は事前に提供すること。

この他、本業務の実施効果をより高めるために、上限予算内で実施可能な企画があれば積極的に追加提案すること。

①研修1

ア 目的

データの意義・必要性の理解に加え、庁内のデータ利活用に限らず、オープンデータとして二次利用されることも見据え、適切なデータの作成方法等を習得する。

イ 対象

市職員 20人程度

ウ 研修方法

- ・ 対面形式
- ・ 最長 4 時間× 1 回

エ 研修概要

以下の内容を習得するための研修を実施すること。

- ・ データの意義、必要性
- ・ 利用者が加工しやすい、コンピュータプログラムが処理しやすいデータの作成、データクレンジング方法

②研修 2

ア 目的

庁内のデータ利活用のための一連のプロセスをワークショップ形式で習得する。

本業務にて得られた政策立案の手法等の知見をそれぞれの業務において具体的に活用できるようにすることを目指す。

イ 対象

市職員 20 人程度

ウ 研修方法

- ・ アクティブラーニング型の研修
- ・ 1 回 3 時間程度
- ・ 令和 6 年 7 月 1 日（月）～令和 7 年 3 月 31 日（月）までの期間で 3～4 回程度

※原則、対面開催とするが、感染症等の状況によってはオンライン開催とするなど適切な方法をとること。

エ 研修概要

以下の内容に沿った研修を実施すること。

- ・ 総務省「地方公共団体におけるデータ利活用ガイドブック Ver2.0」に掲載されている「データアカデミー型研修」の内容に沿うものとする。
- ・ 上記ガイドブックに基づき、「データ分析型」、「サービス立案型」のいずれかでテーマを設定する。なお、テーマ設定は市と協議の上で決定すること。

③研修 3

ア 目的

職員が B I ツールを活用した E B P M の推進、デジタルサービス創出を実践できるようになることを目指す。

イ 対象

市職員 20 人程度

ウ 研修方法

月1回程度を目安に定例会議を設定し、技術支援と質問対応等を含むBIツール活用に係るコンサルティング支援を行う。

エ 研修概要

- ・職員が作成するダッシュボードやデータクレンジングに対して、月1回程度を目安に技術支援と質問対応、認識合わせなどの定期的なフォローを実施すること。
- ・研修にあたっては、BIツールを活用したデジタルサービスを実施している自治体の取組を参考にするなど、職員の実践能力の向上に寄与する提案をすること。
- ・Tableauの操作を習熟している人員によるテクニカルサポート（課題に対する調査と分析、解決策の提示を受けられること）。

(2)ダッシュボードの作成

人口などの本市が保有するデータやオープンデータ等を活用し、表2に掲載するダッシュボードを作成すること。詳細については協議の上決定するが、ダッシュボード作成に必要なデータ整形など、一連の作業が発生する想定である。

作成にあたっては、他自治体等の事例調査や関係部署への活用ケース等のヒアリング等を実施し、ダッシュボードの効果等を整理した上で、実務に活用できるダッシュボードを作成すること。

また、次年度以降におけるダッシュボードの更新作業を職員が行えるようにするため、図等を用いて、ダッシュボードの作成手順書をまとめるなどの工夫をすること。

(3)庁内用データ利活用マニュアルの作成

データ棚卸やデータ利活用の推進など持続可能な運用フロー確立に向け、データ利活用に関するガイドラインの作成や、データの抽出及びデータクレンジング、サーバーへのデータの登録・更新など、実務で利用できるマニュアルを作成すること。

(4)BIツール、データベースサーバーの導入

ア 表1に示したBIツール、データベースサーバーライセンスを導入すること。

イ BIツールライセンスは契約後協議にて設定した開始期間から、令和7年3月31日(月)まで使用可能であること。

ウ データベースサーバーライセンスは契約後協議にて設定した日までに使用可能とすること。

なお、データベースサーバーは市が構築することとする。

6 成果物等

(1)実績報告書

- (2)ダッシュボード（作成に係る素材を含む）
- (3)データ利活用に関する庁内向けガイドライン
- (4)その他業務上作成した資料 一式

7 事業完了の報告等

委託業務終了後に、6の成果物について編集可能な電子データを提出するものとする。

8 本業務の実施体制

受託事業者は、本業務を円滑に実施するため当市及び他自治体等において十分な実績を有していること及び十分な人数を確保した上で業務量の変動に応じた適正な人員配置を行い、効果的かつ効率的な運営が可能な体制をもって本委託事業を実施することとする。

また、業務の準備及び実施状況について、市と随時報告及び打合せを行うこと。

9 著作権・特許件等

- (1)本業務の成果物に関する全ての著作権(著作権法第27条、同条28条に規定する権利を含む)、特許権、その他の知的財産権を、市に無償で譲渡するものとする。
- (2)本業務の成果物の使用期限は設けないものとする。
- (3)本業務の成果物は、市が自由に二次使用（印刷物の制作、ホームページへの掲載等）できるものとする。
- (4)本業務の成果物に係る著作権、特許権、その他の知的財産権に関する一切の紛争については、訴訟費用も含め、すべて受託者において責任を負うものとする。

10 実施計画

本仕様書に基づき実施していくが、詳細な業務の実施計画や計画変更については、市と調整の上、実施すること。

11 その他

本業務の実施に当たる事業者は、以下の内容に留意し業務を遂行すること。

- (1)業務遂行に当たり「富士市情報セキュリティポリシー」及び「富士市個人情報保護条例」を遵守すること。
- (2)事業の実施において必要な事項については、事前に市と十分に協議すること。
- (3)成果品、作成した資料及びその著作権は富士市の所有とする。
- (4)適宜、業務内容に係る助言を市に対して行うものとする。必要な一部の修正について応じるものとする。

表 1

名称	ライセンス数
Tableau ライセンス Creator (Server)	20
Tableau ライセンス Viewer (Server)	105
Tableau ライセンス DataManagement Add-on	一式
MicrosoftSQLServer2022 Standard (買い切り) (コア単位) 2 コアパック	2

表 2

名称	説明
人口推計モデル	富士市が実施した人口推計モデルを元に住基データと連動した地区別人口推計
人口動態分析	年齢区分や転出、転入、出生、死亡の推移、当該月の転入元、転出先ができるもの。
特定健診等分析	<p>国保データベースや特定健診のデータを基に国や県等のデータと比較・分析できるもの。</p> <p>【参考：地方自治体における生活習慣病関連の健康課題把握のための参考データ・ツール集】</p> <p>https://www.niph.go.jp/soshiki/07shougai/datakatsuyou/</p>
防災マップ	GIS の洪水ハザードマップに、国・県・市が設置した水位データを地図上にプロットするとともに、地域別の降水量マップ等を重ねたもの。
ごみ処理状況分析	<ul style="list-style-type: none"> 家庭系、事業系等の分類ごとのごみの焼却量や、資源物の品目ごと回収量、増減率（前月比、前年度比）等の分析 富士市ごみ処理基本計画の目標値との比較